

地方分権改革推進委員会 第2次勧告(概要)

地方分権改革推進委員会 第2次勧告〔国の出先機関の見直し〕(概要)

平成20年12月8日

基本的考え方

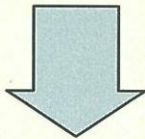
- 国と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものとする仕組み
- 地方再生、地域振興

事務・権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化した、

「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」

〔 出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型〕
を基本に分類し、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を提示



・各府省から「仕分け」の見解を聴取
・関係府省からのヒアリング結果、全国知事会など関係者の意見等を考慮

対象機関の事務・権限を仕分け

- ・廃止(民営化、独立行政法人化を含む。)を検討するもの
- ・地方への移譲を検討するもの 等

【事務・権限の見直しの具体的内容】⇒ 別添1参照
・8府省15系統の116事項の事務・権限を見直し

事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

- 人員の移管等の取扱い
 - ・仕事の地方への移譲に伴い、人材や必要な財源を地方に確保
 - ・事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
 - ・事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化
- ⇒ 円滑な実施をはかる仕組みの検討
 - ・総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織(本部)の設置
 - ・制度的な措置(退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等) 等
- 財源の手当ての取扱い…必要な財源確保に向け、引き続き検討

経緯

- 19.5 経済財政諮問会議が8府省15系統の国の出先機関の見直しを提案
- 19.6 「骨太方針2007」—政府から委員会に検討要請
- 20.5 第1次勧告(基本方向を提示) ⇒ 20.6 「骨太方針2008」
- 20.8 中間報告(仕分けの考え方の具体化等)
⇒ 出先機関の事務・権限の「仕分け」について各府省の見解を聴取

組織の見直し

◇事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し

① 二重行政の弊害は正の観点からの組織の見直し

ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合
(地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関)

イ 同一府省における出先機関の統廃合

ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

※ 社会情勢の変化により業務そのものが不要となるものは、組織を廃止

② 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続

◇地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

○ 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置

- ・協議会を法律上明確に位置付け
- ・域内の都道府県知事、政令市市長と市長会・町村会の代表者で構成
- ・直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議

○ 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

- ・個別事業の積算や明細の情報開示等

【組織の改革の方向性】⇒ 別添2参照

出先機関の改革の実現に向けて

- 勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定することと、推進のための体制づくりを、政府に要請
- 道路・河川の移管に係る国と都道府県との個別協議については、都道府県から要望があった区間等も含め、早急に結論を出すよう要請

国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

沖縄総合事務局 ⇒ 組織・定員のスリム化

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕

総合通信局 ⇒ 組織・定員のスリム化

法務局 ⇒ 組織・定員のスリム化

地方厚生局 ⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合

- 指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕
- 健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕
- 民生委員等の委嘱〔手続簡素化〕

都道府県労働局 ⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合

- 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
- 個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕

中央労働委員会地方事務所 ⇒ 廃止

地方農政局 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕
- 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕
- 国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕
- 農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕
- 農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕
- 米穀の買入れ・売渡し業務〔実施主体の見直し〕

森林管理局 ⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す

- 国有林野事業（人工林の整備等）〔一部独法化〕
- 民有林直轄治山事業〔要件明確化〕

漁業調整事務所 ⇒ 組織・定員のスリム化

経済産業局 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕
- 消費生活相談〔国と地方の連携強化〕
- 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕
- 商工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕
- 中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方整備局 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕
- 国営公園の管理〔地方移管〕
- 直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕
- 直轄砂防事業〔要件明確化〕
- 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕

北海道開発局 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 道州制特区制度に基づく取組みの推進

地方運輸局 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 自動車登録事務〔一部独法化〕
- 自家用有償運送、運転代行業〔地方移譲〕
- 自動車道事業〔地方移譲〕
- 地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方航空局 ⇒ 組織・定員のスリム化

地方環境事務所 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

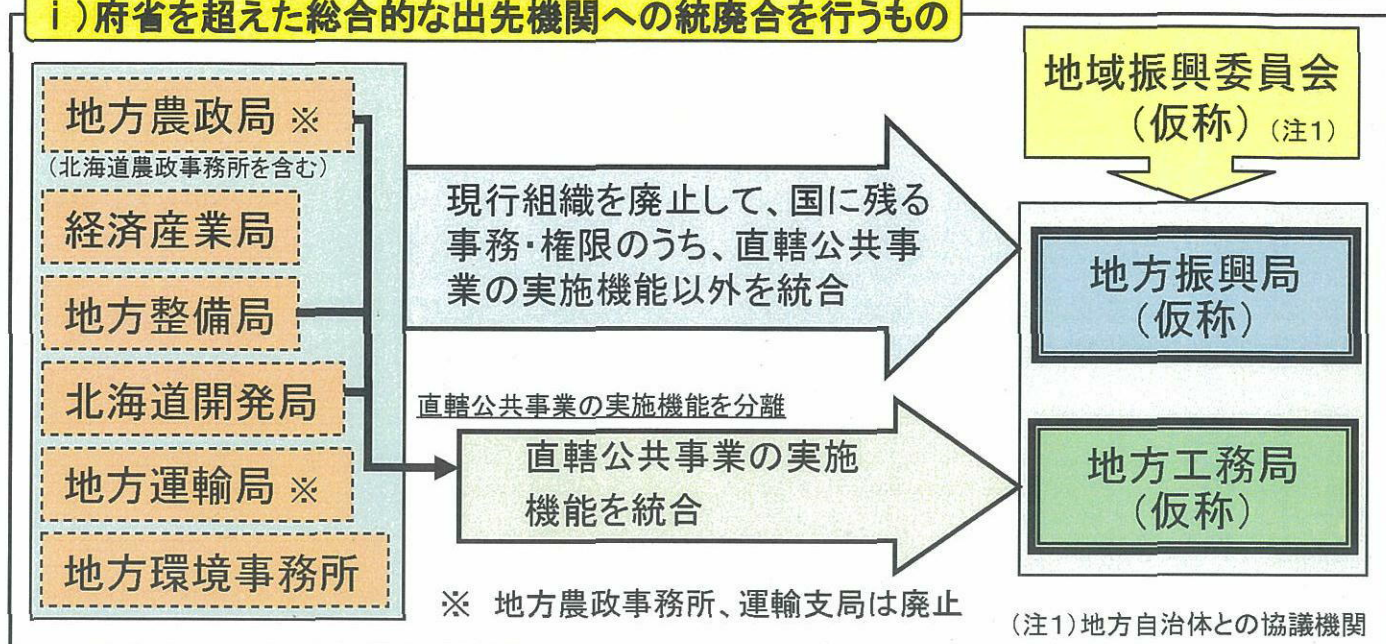
- 環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕
- 家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕
- 土壌汚染の指定調査機関〔地方移譲〕
- 循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

※ 以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し

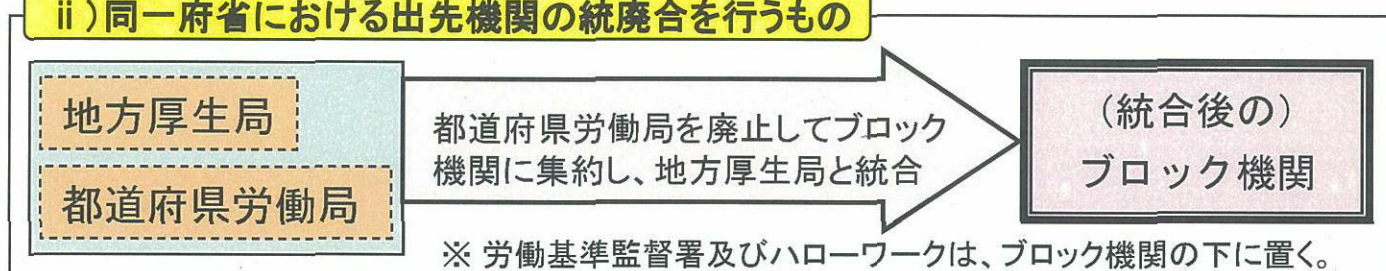
※ 「地方移譲」、「地方への関与縮小」等の具体的内容は、勧告別紙2を参照

【参考】組織改革の方向性(イメージ)

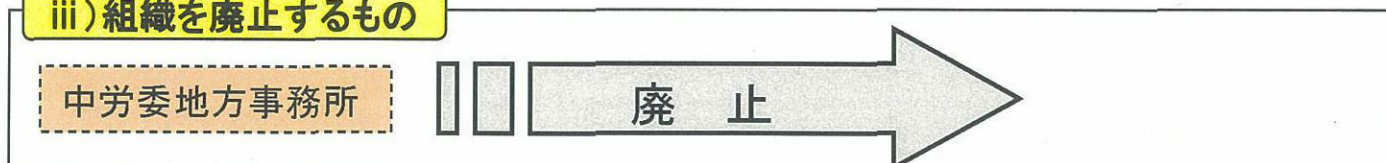
i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



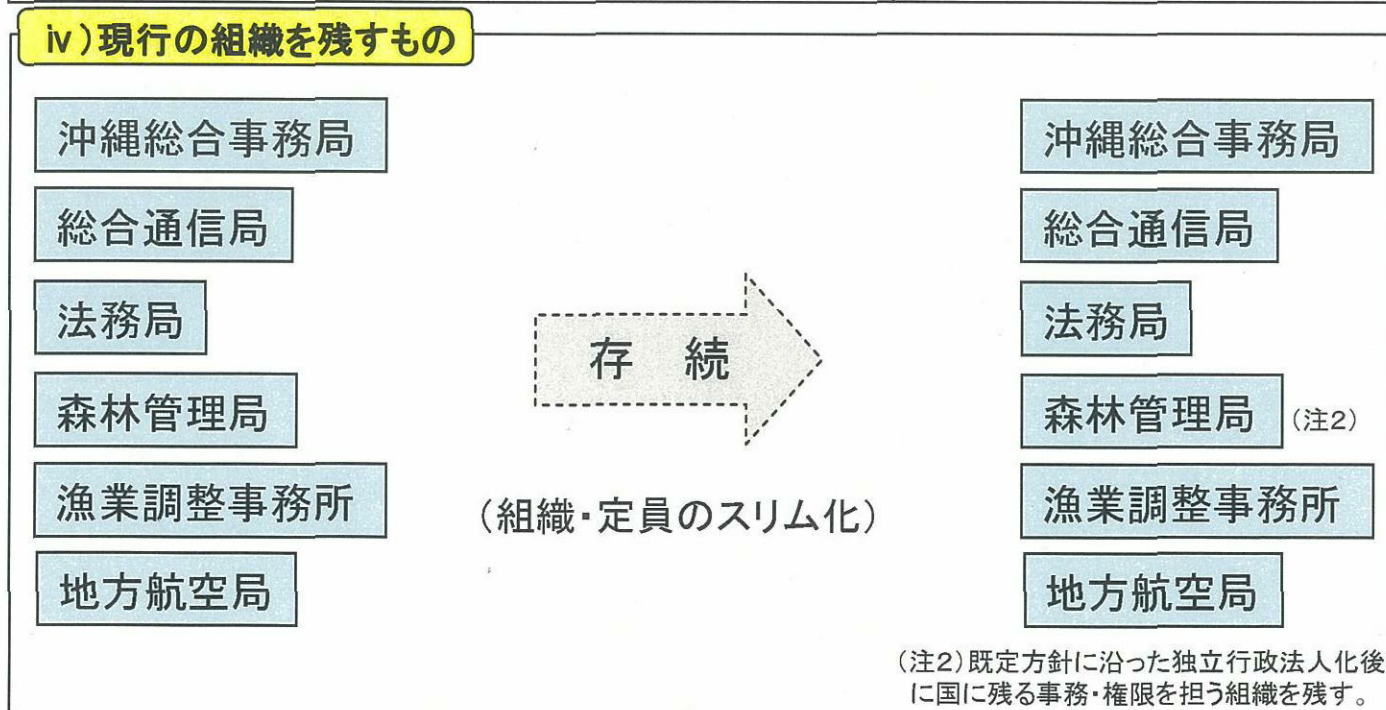
ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの



iii) 組織を廃止するもの



iv) 現行の組織を残すもの



地方分権改革の推進スケジュール

